

横手市障害福祉サービス事業者等における事故等発生時の報告取扱要領

令和2年9月16日

横手市福祉事務所決裁

第1 目的

この要領は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス事業者等及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者等（以下「事業者等」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合の、各事業者等からの報告の取扱いを定め、事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び事業者等の適切な運営に資することを目的とする。

第2 報告の対象となる事業者等

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、地域生活支援事業者
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者

第3 報告の範囲及び程度

次の事故等が発生した場合、「障害福祉サービス事業者等 事故報告書（事業者→横手市）」（報告様式1）により、横手市社会福祉課に報告すること。

なお、障害福祉サービスの提供の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問わない。

- (1) 重大な事故等【7日以内に報告すること】
 - ア 入所者等の死亡事故
 - イ 役・職員の不法行為（預り金着服、横領等）
 - ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
 - オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）
 - カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
 - キ その他テレビ、新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）
- (2) 上記（1）以外の事故【事故発生後（又は発覚後）10日以内に報告すること】
 - ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
 - イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
 - ウ 無断外出・外泊（見つかった場合）
 - エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

第4 報告手順及び期限

- (1) 各事業者は、3の(1)の重大事故が発生した場合は、事故発生後（又は事故発覚後）直ちに、横手市社会福祉課に電話連絡すること。
- (2) 各事業者は、(1)の速報を行った後、「障害福祉サービス事業者等 事故報告書（事業者→横手市）」（報告様式1）を速やかに作成し、7日以内に横手市社会福祉課に提出すること。また、参考資料として以下の書類を添付すること。
 - ア 利用者のサービス等利用計画、個別支援計画、アセスメント表
 - イ 事故発生時の現場見取り図
 - ウ 法人内部及び施設において事故の対応を協議した会議録
 - エ 食事に関する事故等については被害者の栄養計画
- (3) 各事業者は、3の(2)の事故が発生した場合は、様式1の報告書を作成し、事故発生後（又は事故発覚後）10日以内に横手市社会福祉課に提出すること。
- (4) 事故処理が長期化する場合は、適宜、報告書により事故処理の途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、最終報告書を提出する。なお、軽度なケースに係る事故報告書の対象となる事故について、報告後に利用者の状態悪化等により医療機関への受診を要した場合は、様式1の報告書により改めて報告すること。

第5 その他留意事項

- (1) 重大事故の速報及び事故の種類を問わず報告書の提出後において、横手市社会福祉課から内容を確認することがあるので法人内部での協議資料など関係書類を整理しておくこと。
- (2) 各事業者は、各法令・通知等に基づき別途、支給決定市町村等及び利用者の保護者・家族へ報告を要するものがあること。

第6 報告を要しない事故とヒヤリ・ハットについて

市に報告を要しない事故とヒヤリ・ハットについては、事業者で記録様式2を作成し、適切に記録すること。なお、ヒヤリ・ハットは事故に至る危険性があったが、実際は事故に至らず利用者に実害はなかったケースといえる。

附則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年9月16日から施行する。